

草津市公報

発行日 令和 7 年 3 月 1 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 4 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 告 示

草津市空き家情報バンク設置要綱の一部を改正する要綱（建築政策課）	1
草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（建築政策課）	2
草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（建築政策課）	3
草津市ワンルーム形式集合住宅に関する指導要綱の一部を改正する要綱（開発調整課）	5
指定管理者の指定について（子ども・若者政策課）	5
公示送達について（介護保険課）	7
草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱（都市地域戦略課）	8
草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	12
草津市地域農業経営基盤強化促進計画検討会開催要綱（農林水産課）	16
指定納付受託者の指定について（経営戦略課）	17
歳入の収納および徴収事務の委託について（経営戦略課）	17
令和 6 年度草津市一般会計補正予算の要領について（総務課）	17
草津市スマートシティ社会実装アドバイザー設置要綱（企画調整課）	17
指定納付受託者の指定について（経営戦略課）	18
歳入の収納および徴収事務の委託について（経営戦略課）	19

◎ 公 告

一般競争入札の施行について（総務課）	19
一般競争入札の施行について（総務課）	23
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	27
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	27
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	31

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	33
---------------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の解除について（上下水道総務課）	33
草津市指定下水道工事店の営業所の移転について（上下水道総務課）	33

告 示

草津市告示第 4 7 号

草津市空き家情報バンク設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市空き家情報バンク設置要綱の一部を改正する要綱

草津市空き家情報バンク設置要綱（平成 2 8 年草津市告示第 2 0 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 3 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号～別記様式第 8 号 《現行どおり》 別記様式第 9 号（第 7 条第 1 項関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 1 0 号～別記様式第 1 6 号 《現行どおり》	第 1 条～第 1 3 条 《省略》 別記様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号～別記様式第 8 号 《省略》 別記様式第 9 号（第 7 条第 1 項関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 1 0 号～別記様式第 1 6 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 3 日から施行する。

別添 1－1

別記

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

空き家情報バンク登録申込書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
氏 名

生年月日
電話番号

草津市空き家情報バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり空き家情報バンクへの登録を申し込みます。

- 1 契約交渉については、交渉に関わる全てについて、草津市と協定を締結する団体の会員へ媒介または代理を依頼します。
- 2 草津市が協定を締結する団体の会員へ登録する空き家に関する情報提供を行うことを承諾します。
- 3 草津市が市税納税状況等および暴力団員等であるか否かについて照会を行うことに同意いたします。
- 4 登録内容は、別紙空き家情報バンク登録カード（様式第 2 号）に記載したとおりです。

（注）

- （1）草津市と協定を締結する団体は、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会および公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部です。
- （2）草津市では、空き家情報の提供を行います。登録所有者と利用登録者間で行う物件の売買もしくは賃貸に関する交渉および契約に關しての媒介または代理行為は行いません。媒介または代理行為は、草津市と協定を締結する団体の会員と媒介または代理契約を締結の上、会員が行います。
- （3）媒介または代理契約締結後は、その写しを草津市に提出してください。
- （4）当事者間（登録所有者と利用登録者）での交渉、契約を希望される物件については、当該バンクへの登録はできません。
- （5）宅地建物取引業者の媒介または代理行為には、宅地建物取引業法の規定に基づく報酬が必要となります。
- （6）申し込みされた個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定の趣旨に基づき、本事業の目的以外には利用いたしません。

別添 1－2

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

空き家情報バンク登録申込書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
氏 名
電話番号

草津市空き家情報バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり空き家情報バンクへの登録を申し込みます。

- 1 契約交渉については、交渉に関わる全てについて、草津市と協定を締結する団体の会員へ媒介または代理を依頼します。
- 2 草津市が協定を締結する団体の会員へ登録する空き家に関する情報提供を行うことを承諾します。
- 3 草津市が市税納税状況等および暴力団員等であるか否かについて照会を行うことに同意いたします。
- 4 登録内容は、別紙空き家情報バンク登録カード（様式第 2 号）に記載したとおりです。

（注）

- （1）草津市と協定を締結する団体は、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会および公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部です。
- （2）草津市では、空き家情報の提供を行います。登録所有者と利用登録者間で行う物件の売買もしくは賃貸に関する交渉および契約に關しての媒介または代理行為は行いません。媒介または代理行為は、草津市と協定を締結する団体の会員と媒介または代理契約を締結の上、会員が行います。
- （3）媒介または代理契約締結後は、その写しを草津市に提出してください。
- （4）当事者間（登録所有者と利用登録者）での交渉、契約を希望される物件については、当該バンクへの登録はできません。
- （5）宅地建物取引業者の媒介または代理行為には、宅地建物取引業法の規定に基づく報酬が必要となります。
- （6）申し込みされた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定の趣旨に基づき、本事業の目的以外には利用いたしません。

別添 2－1
様式第 9 号（第 7 条第 1 項関係）
空き家情報バンク利用登録申込書

草津市長 宛

年 月 日

利用希望者 氏名

草津市空き家情報バンクを利用したいので、草津市空き家情報バンク設置要綱第 7 条第 2 項の要件を満たしていることを確認するために、草津市が市税納税状況等および暴力団員等であるか否かについて照会を行うことに同意し、同要綱第 7 条第 1 項の規定により、空き家情報バンク利用登録を申し込みます。

記

利用希望者氏名			
利用希望者生年月日			
利用希望者住所	〒		
電話		F A X	
メール		同居人数	
利用目的			
希望する事項をご記入ください。			

※

1. 草津市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。「登録所有者」と「利用登録者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉および契約には直接関与しません。そのため、交渉および契約については、登録所有者が物件の媒介または代理契約を締結している宅地建物取引業者により行われます。なお、宅地建物取引業者の媒介には、法律で定められる手数料が必要となります。

2. 申込みされた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定の趣旨に基づき、本事業の目的以外には利用いたしません。

別添 2－2
様式第 9 号（第 7 条第 1 項関係）
空き家情報バンク利用登録申込書

草津市長 宛

年 月 日

利用希望者 氏名

草津市空き家情報バンクを利用したいので、草津市空き家情報バンク設置要綱第 7 条第 2 項の要件を満たしていることを確認するために、草津市が市税納税状況等および暴力団員等であるか否かについて照会を行うことに同意し、同要綱第 7 条第 1 項の規定により、空き家情報バンク利用登録を申し込みます。

記

利用希望者氏名			
利用希望者住所	〒		
電話		F A X	
メール		同居人数	
利用目的			
希望する事項をご記入ください。			

※

1. 草津市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。「登録所有者」と「利用登録者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉および契約には直接関与しません。そのため、交渉および契約については、登録所有者が物件の媒介または代理契約を締結している宅地建物取引業者により行われます。なお、宅地建物取引業者の媒介には、法律で定められる手数料が必要となります。

2. 申込みされた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定の趣旨に基づき、本事業の目的以外には利用いたしません。

（令和 7 年 2 月 3 日揭示済み）

草津市告示第 4 8 号

草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱（平成 2 4 年草津市告示第 1 4 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 4 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 7 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号～別記様式第 1 0 号 《現行どおり》	第 1 条～第 1 4 条 《省略》 別記様式第 1 号（第 7 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号～別記様式第 1 0 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

別添1－1
別記
様式第1号（第7条関係）

第 号
年 月 日

草津市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
生年月日
連 絡 先

草津市危険木造建築物解体費補助金交付申請書

草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。この申請書および添付書類に記載事項は、事実と相違ありません。

また、資格審査のため、市が必要に応じて市税納税状況等および暴力団員であるか否かについて照会・調査を行うことに異議なく同意します。

補 助 年 度	年 度
危険木造建築物の所在地	草津市
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 交 付 申 請 額	円
補助対象工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象工事施工者	名 称 住 所 連 絡 先 許可番号
補助対象工事の概要	階建て m ²
そ の 他	要綱の定めによる要件の適否 適 ・ 否

別添1－2
別記
様式第1号（第7条関係）

第 号
年 月 日

草津市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
連絡先

草津市危険木造建築物解体費補助金交付申請書

草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。この申請書および添付書類に記載事項は、事実と相違ありません。

また、資格審査のため、市が必要に応じて納税等に関する照会・調査を行うことに異議なく同意します。

補 助 年 度	年 度
危険木造建築物の所在地	草津市
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 交 付 申 請 額	円
補助対象工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象工事施工者	名 称 住 所 連 絡 先 許可番号
補助対象工事の概要	階建て m ²
そ の 他	要綱の定めによる要件の適否 適 ・ 否

（令和7年2月3日揭示済み）

草津市告示第49号

草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年2月3日

草津市長 橋 川 渉

草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱（平成23年草津市告示第68号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 （補助対象者） 第3条 《現行どおり》 （1）～（2） 《現行どおり》 <u>（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する</u>	第1条～第2条 《省略》 （補助対象者） 第3条 《省略》 （1）～（2） 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団もしくは同条第６号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。 第４条～第１４条　《現行どおり》 《改正前を削る》 別記様式第１号（第７条関係） （別添１－１のとおり） 別記様式第２号～別記様式第１３号　《現行どおり》	第４条～第１４条　《省略》 <u>様式集</u> 別記様式第１号（第７条関係） （別添１－２のとおり） 別記様式第２号～別記様式第１３号　《省略》

付 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

別添 $1 - 1$

別記

様式第1号(第7条関係)

草津市長 様

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
生年月日
連 絡 先

草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請書

草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

また、資格審査のため、市が必要に応じて納税状況および暴力団員等であるか否かにつ
いて照会・調査を行うことに異議なく同意します。

補助年度	年度
建築物の所在地	草津市
建築物の所有者 (代表者)	氏 名 住 所 連絡先
建築物の名称 用 途	別紙様式第1号による
補助事業の事業費	
補助対象費用	
交付申請額	
事業完了予定日	年 月 日
分析調査機関名	

※添付書類

- ・建築物の位置図(縮尺1/2,500以上で区域を赤色で明示したもの)
- ・建築物の配置図(対象建築物を赤色で明示したもの)
- ・建築物の平面図(吹付け材の施工場所、構体の採取場所を明示したもの)
- ・建築確認申請書の写し(建築概要書の写し)
- ・現況写真(建築物の外観および吹付け材の施工状況)
- ・建築物の所有権を証する書面
- ・区分所有の建築物については、管理組合の議決を証する書面
- ・共同所有の建築物については、共同所有者全員の同意書
- ・複数の分析機関からの見積書
- ・その他市町村が必要と認める書類

別添 1-2

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

草津市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請書

草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

また、資格審査のため、市が必要に応じて納税に関する照会・調査を行うことに異議なく同意します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 所 在 地	草津市
建 築 物 の 所 有 者 (代表者)	氏 名 住 所 連絡先
建 築 物 の 名 称 用	別紙様式第1号による
補助事業の事業費	
補 助 対 象 費 用	
交 付 申 請 額	
事業完了予定日	年 月 日
分析調査機関名	

※添付書類

- ・建築物の位置図(縮尺1/2, 500以上で区域を赤色で明示したもの)
- ・建築物の位置図(対象建築物を赤色で明示したもの)
- ・建築物の平面図(吹付け材の施工場所、換体の採取場所を明示したもの)
- ・建築確認申請書の写し(建築概要書の写し)
- ・現況写真(建築物の外観および吹付け材の施工状況)
- ・建築物の所有権を証する書面
- ・区所有の建築物については、管理組合の議決を証する書面
- ・共同所有の建築物については、共同所有者全員の同意書
- ・複数の分析機関からの見積書
- ・その他市町が必要と認める書類

(令和7年2月3日揭示済み)

草津市告示第50号

草津市ワンルーム形式集合住宅に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和7年2月3日

草津市長 橋 川 渉

草津市ワンルーム形式集合住宅に関する指導要綱の一部を改正する要綱
草津市ワンルーム形式集合住宅に関する指導要綱（平成5年草津市告示第110号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （定義および適用範囲） 第2条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2）ワンルーム形式の住戸 主として1の居室 で構成され、専用床面積（ベランダ、バルコ ニー、パイプスペース等の面積は除く。）が原 則 <u>40平方メートル</u> 以下の住戸をいう。 2 《現行どおり》 第3条 《現行どおり》 （建築に関する基準） 第4条 《現行どおり》 （1）ワンルーム形式集合住宅の住戸の床面積を1 戸あたり <u>原則25平方メートル</u> 以上とすること。 （2）～（4）《現行どおり》 第5条～第6条 《現行どおり》	第1条 《省略》 （定義および適用範囲） 第2条 《省略》 （1）《省略》 （2）ワンルーム形式の住戸 主として1の居室 で構成され、専用床面積（ベランダ、バルコ ニー、パイプスペース等の面積は除く。）が原 則 <u>30平方メートル</u> 以下の住戸をいう。 2 《省略》 第3条 《省略》 （建築に関する基準） 第4条 《省略》 （1）ワンルーム形式集合住宅の住戸の床面積を1 戸あたり <u>18平方メートル</u> 以上とすること。 （2）～（4）《省略》 第5条～第6条 《省略》

- 付 則
（施行期日）
- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の草津市ワンルーム形式集合住宅に関する指導要綱の規定は、施行日以後にワンルーム形式集合住宅建築計画書の提出のある特定開発行為等について適用し、同日前に提出された特定開発行為等については、なお従前の例による。

（令和7年2月3日揭示済み）

草津市告示第51号
指定管理者の指定について
草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第

1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。
令和7年2月3日

草津市長 橋 川 渉			(3)指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	
1(1)公の施設	名 称	「のびっ子」笠縫	5(1)公の施設	名 称	「のびっ子」志津
	所在地	草津市上笠一丁目 6 番 2 号		所在地	草津市青地町 8 2 7 番地 3
(2)指定管理者	名 称	労働者協同組合労協センター事業団	(2)指定管理者	名 称	社会福祉法人志津保育園
	住 所	東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号 池袋 I S P タマビル		住 所	草津市青地町 9 4 6 番地
	代表者名	代表理事 平 本 哲男		代表者名	理事長 吉 田 昌弘
(3)指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで		(3)指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	
2(1)公の施設	名 称	「のびっ子」矢倉	6(1)公の施設	名 称	「のびっ子」草津
	所在地	草津市矢倉二丁目 5 番 5 0 号		所在地	草津市草津三丁目 1 4 番 5 号
(2)指定管理者	名 称	社会福祉法人草津保育園	(2)指定管理者	名 称	労働者協同組合労協センター事業団
	住 所	草津市東矢倉一丁目 3 番 2 2 号		住 所	東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号 池袋 I S P タマビル
	代表者名	理事長 中 島 直樹		代表者名	代表理事 平 本 哲男
(3)指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで		(3)指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	
3(1)公の施設	名 称	「のびっ子」玉川	7(1)公の施設	名 称	「のびっ子」常盤
	所在地	草津市野路九丁目 6 番 1 2 号		所在地	草津市志那中町 1 1 9 番地
(2)指定管理者	名 称	社会福祉法人あさひ	(2)指定管理者	名 称	労働者協同組合労協センター事業団
	住 所	草津市笠山一丁目 1 番 4 0 号		住 所	東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号 池袋 I S P タマビル
	代表者名	理事長 高 尾 高 鐘		代表者名	代表理事 平 本 哲男
(3)指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで		(1)指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	
4(1)公の施設	名 称	「のびっ子」笠縫東	8(1)公の施設	名 称	「のびっ子」山田
	所在地	草津市平井三丁目 8 番 1 号		所在地	草津市北山田町 3 5 0 番地
(2)指定管理者	名 称	社会福祉法人 良友会	(2)指定管理者	名 称	社会福祉法人志津保育園
	住 所	草津市平井二丁目 1 3 番 3 号		住 所	草津市青地町 9 4 6 番
	代表者名	理事長 市 川 嘉重			

(3)指定期間	地 代表者名 理事長 吉 田 昌弘 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	住 所 東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号 池袋 I S P タマビル 代表者名 代表理事 平 本 哲 男
9(1)公の施設	名 称 「のびっ子」南笠東 所在地 草津市南笠東四丁目 4 番 1 号	(3)指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
(2)指定管理者	名 称 社会福祉法人あさひ 住 所 草津市笠山一丁目 1 番 4 0 号 代表者名 理事長 高 尾 高 鐘	1 3(1)公の施設 名 称 「のびっ子」老上 所在地 草津市野路町 5 1 7 番地 (2)指定管理者 名 称 特定非営利活動法人 スポキッズ 住 所 長崎県諫早市城見町 3 番 1 6 号
(3)指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	代表者名 理事長 宮 崎 拓 哉
1 0(1)公の施設	名 称 「のびっ子」志津南 所在地 草津市若草二丁目 1 6 番地 2	(3)指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
(2)指定管理者	名 称 労働者協同組合労協 センター事業団 住 所 東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号 池袋 I S P タマビル 代表者名 代表理事 平 本 哲 男	1 4(1)公の施設 名 称 「のびっ子」老上西 所在地 草津市矢橋町 5 2 6 番地 1 (2)指定管理者 名 称 社会福祉法人 ご縁 会 住 所 草津市青地町 1 2 4 8 番の 4
(3)指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	代表者名 理事長 権 田 五 雄
1 1(1)公の施設	名 称 「のびっ子」渋川 所在地 草津市西渋川二丁目 9 番 3 8 号	(3)指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
(2)指定管理者	名 称 社会福祉法人良友会 住 所 草津市平井二丁目 1 3 番 3 号 代表者名 理事長 市 川 嘉 重	(令和 7 年 2 月 3 日揭示済み)
(3)指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	草津市告示第 5 2 号 公示送達について
1 2(1)公の施設	名 称 「のびっ子」大路 所在地 草津市大路二丁目 9 番 1 1 号	次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。
(2)指定管理者	名 称 労働者協同組合労協 センター事業団	送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課

に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 7 年 2 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
- 令和 6 年度 第 6 期介護保険料督促状
- 令和 6 年度 第 7 期介護保険料督促状
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
- 別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和 7 年 2 月 1 0 日に送達があったものとみなす。

令和 6 年度第 6 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	義村 伸三	草津市野路町 6 6 4 番地 1 3

令和 6 年度第 7 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山城 エツ子	草津市西洪川一丁目 1 8 番 1 号
2	楠 芳樹	草津市野路東三丁目 3 番 3－3 0 6 号 レドンダカサ玉川
3	万木 昇	草津市木川町 3 5 6 番地 1 5
4	義村 伸三	草津市野路町 6 6 4 番地 1 3
5	DALIDA JOSE TECEBA	草津市西洪川一丁目 1 7 番 4 0－1 0 2 号コーポコスモ
6	DALIDA PURISIMA PRODIGO	草津市西洪川一丁目 1 7 番 4 0－1 0 2 号コーポコスモ

(令和 7 年 2 月 3 日揭示済み)

草津市告示第 5 3 号

草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 市長は、中心市街地活性化のため、中心市街地の空き店舗に店舗等を出店する者に対し、予算の範囲内において草津市魅力店舗誘致事業補助金（以

下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地 草津市中心市街地活性化基本計画に定める区域をいう。

(2) 空き店舗 おおむね 1 月の期間、店舗、事務所または住宅として使用されていない建物または建

物内の空間（総床面積が1,000平方メートルを超える大型店内にある物件を除く。）であって、入口が歩道または道路に直接接しているものをいう。

- (3) 店舗等 週4日以上営業し、おおむね正午以前に開店し、午後6時以降に閉店する施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 小売業、飲食業またはサービス業に供する店舗

イ 観光交流施設、観光物産施設、研修施設、教室、保育サービス施設、地域休憩所その他地域貢献を目的とする施設

ウ その他不特定多数の市民が利用することができる施設であって、中心市街地の活性化に寄与すると市長が認める施設

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象者は、中心市街地の空き店舗を賃借し、店舗を出店する個人または法人とする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象者とはしない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で定める営業を行おうとする者
- (2) 空き店舗を所有している者、当該所有者と生計を一にしている者、当該所有者と3親等以内の親族である者または当該所有者を役員とする法人
- (3) 市税の滞納および市の各種の融資の償還に滞りがある者
- (4) その他市長が不適当と認める種類の営業を行おうとする者

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中心市街地の空き店舗に店舗等を出店する事業のうち次に掲げる条件をすべて満たす事業とする。

- (1) 草津市中心市街地活性化協議会の推薦を受けた事業
- (2) 景観に配慮し、所在する地域に調和する事業であり、かつ、当該地域の振興に寄与する事業と市長が認めた事業
- (3) 3年以上継続することが見込まれる事業

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費、補助率および補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

（交付申請書の添付書類）

第6条 規則第3条に規定する申請書は、草津市魅力店舗誘致補助金交付申請書（別記様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 設計見積書および工事設計図面（配置図、平面図および立面図を含む。）
- (4) 賃貸契約書の写し（原則として3年以上契約期間のあるもの）
- (5) 事業実施位置図
- (6) 推薦状
- (7) 納税証明書
- (8) 他の法令等により許可、確認等が必要なものについては、許可書等の写し

2 市長は、前項の申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは交付の決定をし、草津市魅力店舗誘致事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 市長は、規則第5条に規定する補助金等の交付の条件として、次に掲げるものを付するものとする。

- (1) 事業の継続が困難になったときは、速やかに市長にその旨を報告し、市長の指示を受けなければならない。
- (2) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿等は、当該収入および支出についての証拠書類とともに事業完了後5年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の補助対象経費と同じ経費を対象とする他の補助金等の交付を受けてはならない。

（状況調査等）

第8条 規則第11条の規定により報告を求める場合における提出すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事着手届（別記様式第5号）
- (2) 工事請負契約書の写し

（実績報告書の添付書類）

第9条 規則第13条に規定する実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 草津市魅力店舗誘致事業実績調査（別記様式第6号）
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 支出証拠書類
- (4) 着工前、工程または工事完成の状況を示す写真

(5) その他市長が必要と認める書類
(店舗の処分等の制限)

第 1 0 条 改装事業について補助金の交付を受けた事業者は、当該事業による店舗を当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 2 年間は、他の目的に使用し、他の者に貸し付け、または債務の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則
(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 2 月 3 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	補助率	補助金限度額
補助対象事業に係る空き店舗の内装または外装の改装工事に係る経費（補助金の交付の対象者の資産形成とならない経費に限る。）	補助対象経費の 3 分の 2 以内	2 0 0 万円

備考

補助金は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

別記
様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

(申請者)事務所の所在地
団体（法人）名
代表者氏名
(個人の場合は、住所、氏名)

草津市魅力店舗誘致事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いますので、草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき補助金の交付を申請します。

事業の名称	
事業内容	
交付申請額	円
事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	(1) 事業計画書（別記様式第 2 号） (2) 収支予算書（別記様式第 3 号） (3) 設計見積書および工事設計図面（配置図、平面図および立面図を含む。） (4) 賃貸契約書の写し（原則として 3 年以上契約期間のあるもの） (5) 事業実施位置図 (6) 推薦状 (7) 納税証明書 (8) 他の法令等により許可、確認等が必要なものについては、許可書等の写し

様式第 2 号（第 6 条第 1 項第 1 号関係）

事 業 計 画 書

1 申請者の概要	事業者名			
	代表者氏名			
	所在地			
	設立年		資本金 (単位：千円)	
2 事業の実施場所				
3 事業の内容 ・開店時間 ・閉店時間 ・業種・業態 ・ターゲット層 ・客単価 ・売上見込み ・固定経費見込み など				
4 事業の効果 ・集客効果 ・地域まちづくりへの 貢献 など				
5 事業の日程 ・工事スケジュール など				

様式第3号（第6条第1項第2号関係）

収 支 予 算 書
(事業名：)

【収入】 (単位：円)

区分	内容(積算内訳)	予算額
合 計		

【支出】 (単位：円)

区分	内容(積算内訳)	予算額
合 計		

様式第4号（第6条第2項関係）

第 年 月 日
様
草津市長 ㊟

草津市魅力店舗誘致事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魅力店舗誘致事業補助金については、草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助基本額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 出店場所 草津市

様式第5号（第8条第1号関係）

年 月 日

草津市長 宛

事務所の所在地
団体（法人）名
代表者氏名 ㊟
（個人の場合は、住所、氏名）

工 事 着 手 届

下記工事については、年 月 日に着手したのでお届けします。

記

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業の実施場所	
4 工事施工者	
5 工事契約金額	
6 契約年月日	年 月 日
7 施工期間	年 月 日から 年 月 日まで

- ・契約書の写しを添付すること
- ・事業スケジュールおよび工程表を添付すること

様式第6号（第9条第1号関係）

年 月 日

草津市長 宛

(申請者)事務所の所在地
団体（法人）名
代表者氏名 ㊟
（個人の場合は、住所、氏名）

草津市魅力店舗誘致事業実績調査

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業を完了したので、草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金額 金 円

2 事業の実績

- 3 添付書類 ①工事請負契約書の写し
②支出証拠書類
③着工前、工程または工事完成の状況を示す写真
④その他市長が必要と認める書類

(令和7年2月3日揭示済み)